

人権さんだ

10月号

令和6年(2024)

No.547

せいてき
性的マイノリティについて考える

《問い合わせ》
健康福祉部 人権共生推進課
TEL: 559-5148 FAX: 563-7776
E-mail: jinken_u@city.sanda.lg.jp



▲三田市天神

10月は「性的マイノリティ支援
強調月間」です。性的マイノリ
ティとは、性的指向や性自認が
周囲と異なる人のことです。

日本では令和5(2023)
年に「性的指向及びジェンダー
アイデンティティの多様性に関
する国民の理解の増進に関する
法律」(LGBT理解増進法)
が施行されました。性的指向及
びジェンダーアイデンティティ
(※1)の多様性に寛容な社会
の実現を目的としています。

司法においては、同性婚が認
められない現行の婚姻制度につ
いて、違憲であるとの判決もあ
り、今後のさらなる法整備が期
待されています。

今号では、性の多様性につ
いての理解を深めていきたいと思
います。

※1 ジェンダーアイデンティティ
自分自身が認識している性別のこ
とを指し、身体の性とは必ずしも
一致しません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

令和5（2023）年に兵庫県・兵庫県人権啓発協会が実施した「人権に関する県民意識調査」では、性的マイノリティに関して、現在どのような人権問題が起きていると思われるかをたずねたところ、次のような回答の割合が高くなりました。

- ・パートナーとの関係が公に認められないこと 37・2%
- ・差別的な言動をされること31・3%
- ・職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること 29・6%

それ以外にも、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「性的マイノリティであることを本人の承諾なしに第三者に伝えること（アウトティング）」などの回答がありました。

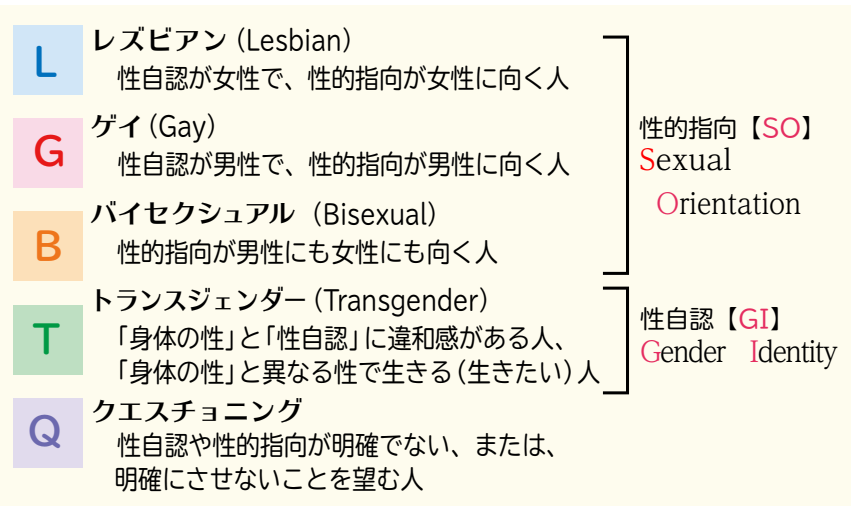
性的マイノリティについて学び、どうすればそのような人権問題が解消できるのかを考えていきたいと思えます。

LGBTQ+とは

「LGBTQ+」とは、性的マイノリティのなかでも、性的指向・性自認が周囲と異なる人々のうち、

代表的とされるものの頭文字を取った総称です。

これらの他にも、アセクシュアル（他者に性的魅力を抱かない人）、アロマンティック（他者に恋愛感情を抱かない人）、エックスジェンダー（性自認が男性にも女性にもあてはまらないと感じている人）など、多様な性のあり方があります。



性的指向とは

Sexual Orientation

「好き」の性。恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性別に向かっているかを示すものです。「男性が好き」「女性が好き」「男女両方が好き」また、「性別に関係なく恋愛感情を抱かない」「性別に関係なく恋愛感情を抱く」といったことです。

性自認とは

Gender Identity

「じつろ」の性。自分自身が認識している性別のことです。身体の性と一致せず、自分自身の身体に違和感を持っている人や、男性でも女性でもないと感じている人もいます。

SOGIによる

とらえ方

「SOGI（ソジ。ソギと読むこともあります）」とは、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った総称です。性のあり方は人それぞれで、LGBTQ+という言葉ではその一部分しか表せないため、SOGIで性のあり方を

とらえることが多くなっています。

また、多様な性のあり方を考えると、性的指向や性自認についてくつきり分けられるものではありません。「性別にかかわらず好き」「恋愛感情があまりない」「半分くらい男性、半分くらい女性」「9割くらい男性、1割くらい女性」など、人によって様々な性のあり方があり、その組み合わせは人の数だけあるといっても良いかもしれません。

そういった多様な性のあり方について、LGBTQ+や性的マイノリティといった言葉でひとくくりにするのではなく、SOGIというとらえ方で、自分も含めて考えてみましょう。多様な性のあり方を否定せず、寛容でみんなが生きやすい人権共生社会でありたいものです。

ALLYの取り組み

市役所職員の名札に貼られたレインボーシール。全ての職員が、性的マイノリティについての研修を受け、ALLY（アライ）＝「多様な性に理解のある支援者」であることを表しています。



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

三田市では、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、その取り組みの一環として、令和元（2019）年10月11日の国際カミングアウトデーから、性的マイノリティの人たちを対象としたパートナーシップ宣誓制度を施行しました。そして、令和5（2023）年7月から対象をパートナーの親や子にも拡大した「三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。この制度は、

日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであり家族であることを宣誓し、市がそれを公的に証明するものです。

「三田市パートナーシップ・ファミリーシップ」の宣誓者が、三田市で利用できる行政サービスには次のようなものがあります。

三田市で利用できる行政サービス

- 1 市営住宅の入居申し込み
- 2 市立病院の入院・手術の同意
- 3 犯罪被害者見舞金
- 4 市合葬式墓所の申し込み
- 5 新婚生活支援補助制度
- 6 空き家リフォーム補助制度

市民啓発講座のご案内

【講演】

互いを尊重できる社会とは

～「LGBTQ」という言葉すらない社会をめざして～

【日時】10月13日（日）10時30分～12時

【場所】まちづくり協働センター
（キッピーモール6階 講座室）

【講師】大久保 暁さん
（暁project代表）



誰でも参加可能なので、
気軽な気持ちで会いに
来てくださいね！

【対象・定員】どなたでも・30名

【申し込み】締切りは10月4日（金）17時まで

※手話通訳・要約筆記・一時保育の必要な方は
10月4日（金）までにお申込みください。

※申し込みは

<https://logoform.jp/form/hyogo-sanda/673497>または右記二次元コード
を読み取ってお申込みください。



《問い合わせ》

健康福祉部 人権共生推進課

TEL：559-5148 FAX：563-7776

パートナーシップ宣誓制度導入以後、兵庫県下の自治体では制度の連携を進めてきましたが、令和6年4月からは、京都府・大阪府内のパートナーシップ宣誓制度実施自治体とも連携することとなり、引越しの時に継続申請の手続きが可能となる自治体が大幅に増えました。



「差別貼紙・落書き」「ネット上の差別書き込み」は許さない！

7月に市内の鉄道駅のトイレの個室内で、縦25cm×横15cmの範囲に渡り、ピンク色のマーカーの様なもので性的マイノリティの人を著しく侮辱・差別し人格を傷つけ、排除する言葉が書かれています。この事件では警察に被害届が提出されました。

インターネット上では、SNS等で他人を誹謗中傷する差別書き込みもあります。このような行為は人の心を深く傷つける、悪質な卑劣な行為であり、見過ごすことはできません。差別貼紙・落書きは「はがしたり、消したりしてしまえば大丈夫」とか「自分には関係がない」と考える人がいるか

ブックフェア

性的マイノリティをテーマとした絵本や書籍を展示します。展示終了後は、人権共生推進課にて展示本や関連本の貸出もできます。

期間：10月1日（火）～10月15日（火）
※最終日は15時まで

（開館時間：9時～20時）

場所：三田市立図書館本館

1階 ギャラリー

もしれません。しかし落書きを消しても、それを見た人の心には消えない傷が残ります。また刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となることもあります。

差別貼紙・落書きを発見した場合は、その場で消去せず現場を保存し、紙で覆うなどの処理をした後、速やかに施設管理者または人権共生推進課へ連絡してください。

インターネット上で悪質な書き込みを発見した場合は、ネット管理者宛に削除要請をし、警察や人権共生推進課へ連絡してください。みんなが差別を許さないまちをつくらせていきましょう。

令和5年度
ラブピース4コマまんが受賞作品

「光のさす方へ」



八景中学校2年(前年度)
川岸心桜さん

使ってみよう

「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、外国人にもわかりやすいように、言葉や話し方に配慮した、「易しい・優しい」日本語です。阪神淡路大震災をきっかけに、外国人に災害情報を早く確実に伝えるために考案され、普段のコミュニケーションにも使われるようになりました。

「やさしい日本語」は、コツを押さえれば簡単に使うことができ、外国人とのコミュニケーションに役立ちます。「やさしい日本語」には正解がなく、相手が理解できるよう工夫して使うことが大切です。

もっと知りたい
方はこちら



在留支援のための
やさしい日本語
ガイドライン
(出入国在留管理庁
ホームページ)

使い方のポイント

指示表現

「～ましょう」などは、指示以外にも勧誘の意味もあるので、「～してください」を使ってください。

(例) 気をつけましょう → 気をつけてください

可能・不可能

「～れる」、「～られる」ではなく、「～ことができる」という表現を使ってください。

(例) 使えます → 使うことができます
飲めません → 飲むことができません



人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、左記のような活動をしています。

人権相談
(本ページ下段参照)

市内の幼稚園・小学校・中学校における人権教室の開催
人権に関する啓発活動など



▲ 渡邊 淳子さん

10月1日から渡邊淳子さん
が着任され、みなさんの人権を守るための活動を行います。

人権擁護委員の着任について



▲ 榎本 美智子さん

長年、人権擁護委員として活躍いただいた榎本美智子さんが9月30日をもって任期満了のため退任されました。

人権擁護委員の退任について

令和5年度
人権標語受賞作品

● くらべずに
自分の良いところ
見つけよう

● くりのき台小学校PTA
黒田千絵美さん

くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063
月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 563-7776
《次回相談日》10月24日(木) 13時～16時

市民企画講座のご案内

目の日のつどい～あなたの目大丈夫ですか～

【日時】10月6日(日) 10時～16時

午前の部(10時～12時) 体験会
午後の部(13時～16時)

【講演】「目の困りごと かわいて かゆくて」

【講師】長井 隆行さん

(神戸大学医学部附属病院眼科 病院講師)

【場所】三田市総合福祉保健センター
(多目的ホール) 入場無料

《問い合わせ先》

目の日のつどい実行委員会

委員長 西岡さん TEL: 090-5061-5726